

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、暴走族及び暴走行為者等（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族等のいないまちづくりを推進し、及び暴走行為等を防止するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 二 少年 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する少年をいう。
- 三 保護者 少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。
- 四 暴走行為等 次のいずれかに該当する行為をいう。
  - イ 法第六十八条に違反する行為又は二台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる行為であつて法第七条、法第十七条、法第二十二条第一項、法第五十五条、法第五十七条第一項若しくは法第六十二条の規定に違反するもの
  - ロ 法第七十一条第五号の三又は法第七十一条の二の規定に違反する行為
  - ハ 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）、公園、駐車場、空地その他の場所において、正当な理由なく、自動車等を急発進させ、又は急転回させて走行し、若しくは空ぶかしさせるなどにより、著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼし、若しくは著しく他人に危険、不安を覚えさせるような行為
- 五 暴走族 暴走行為等をするを目的として結成された集団をいう。
- 六 暴走行為者等 暴走行為等をする者をいう。
- 七 暴走族等の追放 暴走族等による暴走行為等の防止、暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のいない社会を築くことをいう。

(県の責務)

第三条 県は、暴走族等の追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第四条 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、暴走族等が少年の健全な育成を阻害するおそれがあることを踏まえ、その監督保護に係る少年が暴走族に加入し、又は暴走行為等を行い、若しくは暴走族等による暴走行為等を見物しないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から離脱させるよう努めなければならない。

(学校、職場等の関係者の責務)

第六条 学校、職場その他の少年の育成に携わる団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年の暴走族への加入及び暴走行為等の防止に関する活動を行うなどにより暴走族等のいないまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、法第六十二条若しくは法第七十一条の二の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五

号)第十九条に規定する自動車登録番号標並びに同法第七十三条第一項及び第九十七条の三第二項に規定する車両番号標を取り外し、隠ぺいし、若しくは折り曲げた自動車等の運転者に対し燃料を販売することにより、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

3 衣服、はちまき、旗等(以下「衣服等」という。)に刺しゅう又は印刷(以下「刺しゅう等」という。)をすることを業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、衣服等に暴走族等を誇示する表示の刺しゅう等を行うことにより、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

4 インターネットへの接続に係る役務を提供することを業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴走行為等を助長することとなるような情報がインターネットへ送信されることのないよう努めるものとする。

(自動車等の運転者の責務)

第八条 自動車等の運転者は、暴走行為等を発見したときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。

(施設管理者の責務)

第九条 公園、駐車場、空地その他暴走族等が集合し、又は集合するおそれのある施設の管理者は、暴走族等の集合を禁止する旨を掲示するなどにより暴走族等を集合させないための措置を講じるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

第十条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走行為等が行われるおそれのある道路について、暴走行為等を防止する措置を講じるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十一条 知事は、暴走族等の追放の促進のため、次の各号に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

- 一 暴走族等の追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な事項
- 二 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項
- 三 暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に関する基本的な事項

2 知事は、前項の規定による基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(関係機関への要請)

第十二条 知事は、暴走族等の追放の促進に関する施策の実施について、必要に応じ、関係機関に対して協力の要請を行うものとする。

(情報の提供等)

第十三条 県は、県民、事業者等に対し、暴走族等の追放の促進に関する施策の効果的な推進を図るための情報の提供又は技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(相談業務等の実施)

第十四条 千葉県警察本部長は、暴走族等の追放の促進を図るため暴走族相談員を置き、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 暴走族への加入の防止に係る相談業務
- 二 暴走族からの離脱に係る相談業務
- 三 前各号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に関する業務

(暴走行為等の禁止等)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴走行為等を行う目的で、自動車等を準備して道路、公園、駐車場、空地その他の場所に集合すること。
- 二 人に対し暴走行為等を行うように勧誘し、又は強制すること。
- 三 公衆が出入りすることができる場所(道路を除く。)において、正当な理由なく、著しく公衆に危険又は迷惑を覚えさせるような方法で、自動車等を、急発進させ、急転回させる等により運転し、又は空ぶかしさせること。

(罰則)

第十六条 前条第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。